

## 秘密保持契約書式

### (1) 秘密保持契約の書式を使用する場合の留意点

秘密保持契約に限らないが、契約書の書式を使用する場合、以下のいくつかの点に留意する必要がある。

- ① 当該書式を使用することが、自社にとって有利なのか不利なのかを十分検討すべきである。各書式は、標準的な内容のもの、一方当事者に有利なもの等、様々なものがある。もし不利な点があれば、必要な修正・削除等をして使用することが必要である。
- ② 書式は、あくまで通常のケースを想定して作成されたものにすぎない。例えば、中国企業との国際取引であれば、紛争解決を仲裁により行うこととする等、個別具体的な事情に応じて、書式に必要な修正を施した上で使用する必要がある。
- ③ 契約書は、本来、ケース・バイ・ケースで内容が異なるべきものである。従って、書式はあくまで参考にしかすぎないことを認識し、できるだけ弁護士・弁理士等の専門家に相談することが必要である。

### (2) 秘密保持契約の書式の例

各企業が個別の案件の具体的な事情に応じて、より有利かつ望ましい内容の秘密保持契約を作成・締結



日本貿易振興機構 知的財産課  
 TEL : 03-3582-5198 FAX : 03-3585-7289  
<http://www.jetro.go.jp/biz/ip>



# 「中国における営業秘密管理」リーフレット

## 営業秘密とは

### (1) 営業秘密の概念

営業秘密には、一般的に以下のような情報が含まれます。

|      |      |   |
|------|------|---|
| 営業秘密 | 技術情報 | 製造技術、設計方法、生産計画、製品調査、研究手段、工程フロー、技術規範、操作技術、測定方法の知識及び経験、技術水準、技術潜在力、新技術及び代替技術の予測、新技術の影響予測など |
|      | 経営情報 | 製品販売計画、製品販売状況、製品販売の地域別分布、顧客リスト、経営戦略、広告計画、原材料価格、流通ルート、資産購入計画、投資計画など                      |
|      | 管理秘密 | 管理モデル・方法・経験や広報活動の管理等の生産組織及び経営管理に関する秘密   |

### (2) 営業秘密の要件

中国において営業秘密として認められるには、以下の5つの要件を満たす必要があります（不正競争防止法第10条第1項）。

- ① 公衆に知られていない（公知でない）
- ② 権利者に経済的利益をもたらす
- ③ 実用性を備えている
- ④ 権利者が秘密保持措置を講じている
- ⑤ 技術情報及び経営情報である

### ❗CHECK! 「公衆に知られていない」とみなされない具体的な例

- ・当該情報がその所属する技術又は経済分野の者の一般常識又は業界慣例である場合
- ・当該情報が製品の寸方、構造、材料、部品の簡単な組み合わせ等の内容のみに係わり、市場に出された後、関連公衆が製品を観察することにより即座に直接得られる情報である場合
- ・当該情報が既に公開出版物又はその他メディア上で公開された場合
- ・当該情報が公開の報告会、展覧等の方法により公開された場合
- ・当該情報がその他公開のルートを通して入手できる場合
- ・当該情報が一定の代価を払うことなく容易に入手可能な場合

### ❗CHECK! 「秘密保持措置を講じた」と判断される具体的な例

- ・秘密情報の開示範囲を限定し、知る必要がある関連人員のみにその内容を告知している場合
- ・秘密情報に対しパスワード又は暗号等を使用している場合
- ・秘密保持契約を締結している場合
- ・秘密情報が記録された担体に対し、施錠等の保護措置を講じている場合
- ・秘密にかかわる機械、工場、作業場等の場所への進入者に対し制限、又は秘密保持を要求している場合
- ・秘密情報が記録された担体上に秘密保持の表示を付している場合

## 営業秘密侵害行為とは

不正競争防止法や民法・刑法の理論によると、営業秘密の権利侵害行為の認定要件は、主に以下のとおりです。

- ① 権利者の営業秘密を直接取得する行為者に故意があること
- ② 行為者が客観的に他人の営業秘密の侵害行為をすること
- ③ 営業秘密侵害行為が営業秘密の権利者に対して損害をもたらすこと
- ④ 営業秘密侵害行為と損害の結果との間に因果関係が存在すること

### ⚠️ 注意!

#### リバース・エンジニアリング

・自主開発研究製作やリバース・エンジニアリング等の方法により営業秘密を得ることは、不正競争防止法第10条1項(1)号及び(2)号の営業秘密侵害行為とは認定されません

## 営業秘密が侵害された場合の対応策

営業秘密が侵害された場合には、企業は工商行政管理部門に苦情を申し立て、営業秘密侵害行為者に対し行政処罰を課するよう求めること、及び人民法院に訴訟を提起することができます。また、労働者による営業秘密侵害の場合、労働争議仲裁機関に労働仲裁を申し立てることができます。

|        |  |
|--------|--|
| 行政機関   | ④ 不正競争防止法に基づく救済<br>・違法行為の停止、1万元以上20万元以下の過料（第25条）<br>⑤ 労働法に基づく救済<br>・労働者による営業秘密侵害の場合、使用者は、労働争議仲裁委員会に労働仲裁を申し立て、労働者に損害賠償責任を負わせるよう請求できる      |
| 民事訴訟   | ・権利侵害行為の差止と損害賠償を請求できる<br>・先行執行措置（侵害者による秘密情報使用や、関連秘密技術を利用した製造・販売の停止）や、財産保全（封印、差押、凍結措置等）の申し立ても可能   |
| 刑事訴訟   | ・刑法上の営業秘密侵害罪の場合、権利者に多大な損失をもたらす必要あり<br>① 損失金額が50万元以上250万元未満の場合は、3年以下の有期徒刑もしくは拘留に処し、罰金を併科又は単科<br>② 損失金額が250万元以上の場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科 |
| 日本での訴訟 | ・事案によっては、日本の不正競争防止法に基づき、民事責任及び刑事責任を追及できる。但し、国際的な法適用には困難があることは否定できない。   |

## 中国における営業秘密管理に対する基本的な考え方

営業秘密を管理する上で、中国と日本で根本的に大きな違いはありません。経済産業省により公表された「技術流出防止指針」及び「営業秘密管理指針」（詳細は本文参照）は中国での営業秘密管理を検討する上でも大いに参考となります。ここでは、日本企業及びその中国子会社等が中国における営業秘密管理のあり方を検討しようとする際に、とくに留意していただきたい基本的な考え方について紹介します。

### (1) 重要な技術情報の特定

- ・先ずは技術情報の範囲を明らかにし、技術情報とそうでないものとを区別する。
- ・情報管理のためには、その費用と効果をしっかり把握しておく。
- ・秘密ノウハウとするか、それとも特許を申請するかを検討する。

### (2) 自社の有する技術をノウハウとして秘密管理する場合の留意点(先使用権の証拠の確保)

- ・ノウハウとして秘密管理する場合、第三者が同様の技術を開発して、先に特許出願し、特許権侵害を根拠に権利行使されるリスクがある。
- ・但し、「特許出願日の前にすでに同一製品を製造し、同一の方法を使用し、又は製造、使用に必要な準備をすでに整えており、かつ従前の範囲内において製造、使用を継続する場合」は特許権侵害とみなされない（特許法第69条2号、先使用権）。
- ・「従前の範囲内」の判断は曖昧であり、増生産や事業拡大が出来ない等、一定のリスクはあるが、将来の先使用権の主張に備え、公証員に公証書を作成してもらうなどして、関連証拠を確保しておく。

### (3) 自社及びライセンシー等の情報管理体制の整備

- ・訴訟等になった場合に「秘密管理性が無い」という理由で法律上の保護が受けられないこともある。
- ・社内の「情報管理規程」等により、従業員の具体的な行動基準を示す必要がある。特にデジタル情報は容易に漏洩し得るため注意が必要。

### (4) 情報管理のための専門部署の設置

- ・親会社たる日本企業内部だけではなく、中国現地法人内部にも情報管理を専門的に扱う部署を設置し、必要な人員を配備する。

### ❗CHECK! 圧倒的に多い民事訴訟、主な原因は現職又は元従業員による営業秘密侵害

公開判決例100件を集め分析した結果、民事事件は96件、刑事事件は4件、行政訴訟事件は0件と、民事事件が圧倒的に多かった。そのうち80件が現職又は元従業員による競業企業の設立、他企業への漏洩、他企業への転職等に関するものであった。

### ❗CHECK! 民事訴訟における原告の勝訴率・損害賠償額

今回の調査対象となった民事訴訟の判決例96件のうち、結論として権利侵害が認められたものは60件であった。そのうち52件は権利侵害行為の差止めが認められ、56件は損害賠償が認められている。

|                    | 案件数           |    |
|--------------------|---------------|----|
| 権利侵害行為の差止めが認められたもの | 52            |    |
| 損害賠償が認められたもの       | 56            |    |
| 損害賠償額              | 1万元以下         | 5  |
|                    | 1万元超 10万元以下   | 25 |
|                    | 10万元超 20万元以下  | 9  |
|                    | 20万元超 50万元以下  | 10 |
|                    | 50万元超 100万元以下 | 4  |
| 100万元超             | 3             |    |
| 合計                 | 56            |    |

### (5) 人事労務管理体制の整備

- ・中国では、労働者は、より高い報酬を求めて、数年で転職・独立することが多い。
- ・技術流出防止及び営業秘密保持の観点からは、いかにして従業員の退職等を防ぎ、うまく人事労務管理を行なうかが重要。

### (6) ライセンシー等に対する継続的監視

- ・技術ライセンスのライセンシーが、技術を使用して製造した製品を横流ししたり、技術ノウハウを習得した従業員が自分で会社を設立して、同様の製品を製造したりすることが少なくない。

### (7) 中国の法規制及び判例等の動向に注意

- ・例えば、中国では、「技術輸出入管理条例」により改善技術の使用を禁止する旨の制限事項はライセンス契約に規定できない。
- ・関連する様々な法規制や判例等の動向に注意し、広範囲でより詳細な営業秘密漏えい対策を立て、契約等により講じておく必要がある。

### (8) 技術流出防止対策を最大限可能な限り講じるという姿勢

- ・中国＝日本、中国＝日本＝第三国というように、複数国を跨る営業秘密侵害紛争が生じた場合、法律適用は非常に複雑になることが多い。
- ・営業秘密の定義や、営業秘密侵害行為の範囲は、中国と日本との間で同一ではない。
- ・日本企業が海外子会社等に営業秘密を供与・移転し営業秘密侵害紛争が生じた場合、外国の紛争解決機関では十分な法的保護が受けられない可能性がある。

この他に調査レポートの本文では、営業秘密侵害行為の具体的な要件、労働者との秘密保持契約や競業禁止の概要、秘密保持契約の書式や作成上の留意点、日本の不正競争防止法との比較などをご紹介しています。また、資料編では、営業秘密管理の関連条文、中国における営業秘密管理に関する判決例も掲載しています。